

# 虐待防止のための指針

社会福祉法人つがる三和会 在宅介護支援センター いたや荘

## 1、社会福祉法人つがる三和会 居宅介護支援事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努めます。虐待の内容として下記のもものが挙げられます。

- ① 身体的虐待: 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加え、又は正当な理由なく高齢者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待 : 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待: 高齢者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置: 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の高齢者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の高齢者を養護すべき義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待: 高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2、虐待防止委員会その他組織に関する事項

### (1) 虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会(以下、「委員会」という。)を設置します。委員会は年に1回以上開催し、次のことを協議します。

- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための研修の内容に関すること
- ・虐待等について、委員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・委員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### (2) 委員会の構成メンバー

委員会の運営責任者は同法人理事長とし、構成メンバーは同法人各居宅支援事業所に所属する介護支援専門員とする。

- (3) 同法人内で関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。
- (4) 会議の実施にあたっては、オンラインシステム等を用いる場合があります。

### 3、虐待防止のための研修に関する基本方針

虐待防止のための研修を原則年1回および新規採用時に実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

### 4、発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- ① 高齢者への虐待を発見した場合、行政機関の相談窓口へ報告します。
- ② 虐待防止委員は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った本人に事実確認を行い、必要に応じて関係者から事情を確認します。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、本人に対応の改善を求めます。
- ④ 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断された場合は、市町村の窓口等に相談します。
- ⑤ 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、委員会内に周知します。
- ⑥ 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市町村の行政機関へ報告します。

### 5、虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村へ報告するとともに、その要因の除去に努めます。また緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

### 6、成年後見制度の利用支援に関する事項

高齢者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7、高齢者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針

本方針は、高齢者やご家族等が自由に閲覧できるように、事業所内に常設します。

8、その他虐待防止推進のために必要な基本方針

「3、虐待防止のための研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、高齢者の権利擁護とサービスの質を低下させないように研鑽を図ります。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。